平成18年度 第3回 高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会 議事録

I. 日 時:平成19年3月2日(金)14:00~17:00

Ⅱ. 場 所:寺山パシフィックビル会議室

Ⅲ. 出席者(敬称略•順不同)

主 査:川原副主査:川西

委員:小椋、加藤、小林(代理)、越部、下出、新谷、西本、松浦、

間宮

K H K:鈴木、長榮、稲村、鳥越

### Ⅳ. 配付資料

資料13 第2回高圧ガスタンクローリ再検査基準分科会議事録(案)

資料14 高圧ガスタンクローリ再検査基準事務局案に係る意見等について

参考資料 高圧ガスタンクローリ再検査基準の解説について

# V. 議事概要

## 1. 定足数の報告

事務局から本日の出席委員は11名であり、規格委員会規程に定める定足数を 満足していることの報告があった。

### 2. 議事録(案)の確認

事務局から資料13に基づき、「第2回高圧ガスタンクローリ再検査基準議事録 (案)」について説明を行った後、当該議事録(案)の採決を実施したところ、 下記の訂正を加え、出席委員の過半数以上の賛成(満場一致)により可決された。

項目	正	誤
р3 4.	3月2日(金)	3月2日(水)

## 3. 高圧ガスタンクローリ再検査基準事務局案に係る意見等について

事務局から資料12に基づき、前回事務局が提案した改正原案に対して各委員から寄せられた意見、訂正案等を報告し、また、これに対する事務局の検討結果を説明した。主な質疑事項は以下のとおり。

①充てんホース、均圧ホース、金属フレキシブルホース等の耐圧試験に係る方法、判断基準等について議論がなされたが、事務局原案どおりとすることと

した。ただし、原案中「グラインダ加工等のみで措置できる・・」について は不要であるため削除する。

- ②充てんホース及び均圧ホースの気密試験に係るプリッキング穴からのガス透過量の測定について、合格基準について議論がなされ、事務局原案どおりとすることとなった。
- ③ホースリールの作動試験については、異常等あればその都度、修理取替等行 うため、再検査時の確認は不要であり、検査項目から削除することとなった。
- ④充てん設備の誤発進防止装置については、走行と同様の状態において充てんホースが受け具から外れた場合、エンジンが停止しないことを確認する方法に訂正することとなった。
- ⑤充てん設備の感震器及び振動検知器の作動試験について、充てん状態に設定 し、感震器等が作動した場合、エンジンが停止することを確認することでよ いこととした。
- ⑥充てん設備の扉開閉スイッチの作動試験に係る規定は、「制御盤により」を 削ることとした。
- ⑦充てん設備のインターロック制御盤の目視検査は、画面が正常に映ることを確認項目として加え、使用上有害な傷等がないものを合格とする規定とする こととなった。
- ⑧充てん設備のインターロック制御盤の作動試験は、制御盤に接続されるそれ ぞれの機能が別の項目で全て確認済であることから項目を削除することとなった。
- 4. 前回分科会からの変更について

事務局から資料14に基づき、前回分科会から事務局原案を変更した点について 説明があった。主な質疑事項は以下のとおり。

- ①緊急しゃ断装置について容器に取り付けた状態で行う検査が本日の資料から 洩れている。
- →追加する。
- ②前回の資料からの変更があるが、前回公開した資料は訂正するのか。
- →事務局において確認する。
- 5. 前回分科会からの変更について

事務局から参考資料に基づき、解説を説明した。主な質疑事項は以下のとおり。

- ①6ページ1行目の「保安検査基準」は「定期自主検査指針」の、6行目「フレキシブルチューブ」は「フレキシブルホース」の誤り。
- ②10ページに水質汚濁防止法の排水基準が参考として示されているが窒素含有量を加えた方がよい。また、何年版かを明確にすべきである。

- →事務局において確認し追加する。
- ③腐食性のないガスの解説(定期自主検査指針(KHKS1850-2))を参考として記入してほしい。
- 5. 次回分科会は平成19年4月9日(月)14:00から開催することとした。